**定款**

社会福祉法人　大国会

**第１章　総則**

(目的)

第１条　この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

①第二種社会福祉事業

　　　　　(イ) 老人デイサービス事業の経営

　　　　　(ロ) 障害児通所支援事業の経営

　　　　　(ハ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第２条　この法人は、社会福祉法人大国会という。

(経営の原則等)

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確　実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者及び障害者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第４条　この法人の事務所を山梨県甲府市後屋町２０７番地に置く。

**第２章　評議員**

(評議員の定数)

第５条　この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は評

議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の

合計3名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任

委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員と

して適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数

をもって行う。ただし、外部委員が必ず出席し、かつ、外部委員が賛成

することを要する。

(評議員の資格)

第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人

の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の

関係がある者(租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規

定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の３

分の１を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期

は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評

議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第９条　評議員に対して、各年度の総額が１０万円を超えない範囲で、評議員会

において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬と

して支給することができる。

**第３章　評議員会**

(構成)

第10条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

２　評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第11条　評議員会は、次の事項について決議する。

①理事及び監事の選任又は解任

②理事及び監事の報酬等の額

③理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

④計算書類(貸借対照表・収支計算書)及び財産目録の承認

⑤定款の変更

⑥残余財産の処分

⑦基本財産の処分

⑧社会福祉充実計画の承認

⑨事業計画及び収支予算

⑩臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)

⑪公益事業に関する重要な事項

⑫解散

⑬その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められ

た事項

(開催)

第12条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に１回

開催するほか、３月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基

づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由

を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係

を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行

わなければならない。

① 監事の解任

②定款の変更

③その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに

第１項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計

数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候

補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任す

ることができる。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について決

議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものと

みなす。

(議事録)

第15条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２

人がこれに署名し、又は記名押印する。

**第４章　　役員及び職員**

(役員の定数)

第16条　この法人には、次の役員を置く。

①理事　　６名とする。

　　　　　②監事　　２名とする。

２ 理事のうち一名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のう

ちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者

の合計数が、理事総数(現在数)の３分の１を超えて含まれることにな

ってはならない。

２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、

この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評

議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人

の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特

殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、

職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表

し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務

の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監

査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法

人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最

終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了す

る時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期

の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任する

まで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議に

よって解任することができる。

①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない

とき。

(役員の報酬等)

第23条　理事及び監事に対しての報酬は、無報酬とする。

(職員)

第24条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」と

いう。)は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

**第５章　理事会**

(構成)

第25条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

２　理事会に議長を置き、議長は、その都度理事の互選で定める。

(権限)

第26条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定め

るものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

①この法人の業務執行の決定

②理事の職務の執行の監督

③理事長の選定及び解職

(招集)

第27条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会

を招集する。

(決議)

第28条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることが

できるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表

示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、

理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成

する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事が前項の議事録に記名押印する。

**第６章　　資産及び会計**

(資産の区分)

第30条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業

用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する

　 ①建物

山梨県甲府市後屋町２０７番地所在

鉄骨造陸屋根二階建

大国デイサービスセンター　一棟(４９６．２６平方メートル)

山梨県甲府市後屋町３３０番地１・２０７番地・３３２番地１所在

木造ストレート葺平家建

大国デイサービスセンター　一棟(１３２．５６平方メートル)

②土地

　　　山梨県甲府市後屋町２０７番地所在

大国デイサービスセンターの敷地(４６１平方メートル)

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第３８条に掲げる公益を目的とする事業の用に供

する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるた

め、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現

在数)の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、山梨県知事

の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、山

梨県知事の承認は必要としない。

①独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場

②独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構

の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行

う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融

資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して

基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信

託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合について

は、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第33条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み

を記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事

長が作成し、理事総数(現在数)の３分の２以上の同意及び評議員会の

承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するま

での間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長

が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受け

なければならない。

①事業報告

②事業報告の附属明細書

③貸借対照表

④収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

⑤貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

の附属明細書

⑥財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号

の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類については

その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければな

らない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一

般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧

に供するものとする。

①監査報告

②理事及び監事並びに評議員の名簿

③理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

④事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をも

って終わる。

(会計処理の基準)

第36条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、

理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の３分の２以上の同意

及び評議員会の承認を受けなければならない。

**第７章　公益を目的とする事業**

(種別)

第38条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊

厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができる

よう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

①居宅介護支援事業

２　前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)

の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

**第８章　解散**

(解散)

第39条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号

までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条　解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、

評議員会の決議を得て、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人並

びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出

されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条　この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

**第９章　定款の変更**

(定款の変更)

第42条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得

て、山梨県知事の認可(社会福祉法第４５条第の３６第２項に規定す

る厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければな

らない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、

遅滞なくその旨を山梨県知事に届け出なければならない。

**第10章　公告の方法その他**

(公告の方法)

第43条　この法人の公告は、社会福祉法人大国会の掲示場に掲示するとともに、

官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

**附則**

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

　 理事長　　後藤　昭典

　 理　事　　京増　忠夫

　 　〃　　　望月　辰夫

　 　〃　　　仲沢　幸雄

　 　〃　　　中澤　幸子

　 　〃　　　後藤　　斎

　 　〃　　　長谷部みち子

　 監　事　　石倉　正身

　 　〃　　　石橋　秀樹

この定款は、平成１０年９月１４日から施行する。

平成１２年５月　８日から施行する。

平成１３年７月１８日から施行する。

平成１５年５月１４日から施行する。

平成１７年８月１５日から施行する。

平成１９年６月１２日から施行する。

平成１９年８月１０日から施行する。

平成２４年２月２７日から施行する。

平成２５年４月　９日から施行する。

平成２７年１０月９日から施行する。

平成２８年　４月４日から施行する。

平成２９年　２月６日から施行する。

平成２９年　４月１日から施行する。

令和　１年　４月１日から施行する。

令和　４年４月１３日から施行する。

この定款は、原本に相違ないことを、証明する。

令和　 　年　　月　　日

社会福祉法人　　 大国会

理事長　　塩澤　雅人 印